諸　事　項

公　告

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１項第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和７年12月19日　法務大臣　平口　　洋

記

名称　土地家屋調査士法人双葉

所属する土地家屋調査士会　長野県土地家屋調査士会

法人番号　10―0005

主たる事務所の所在地　長野県長野市南長野西後町1555番地クレスビル２階